

高齢者虐待防止のための指針

1. 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

- (1) 虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

(2) 虐待の定義

① 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

② 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

③ 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

④ 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

⑤ 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

2. 高齢者虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」を設置する。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

(2) 高齢者虐待防止検討委員会の構成委員

施設長（管理者）＝総括責任者

看護職員、支援相談員、介護支援専門員、介護職員、栄養士等の多職種で構成する。

施設長は構成員の中から委員長及び高齢者虐待防止委員長を決める。

※ 委員長（介護科チーフ）

(3) 高齢者虐待防止検討委員会の開催

委員会は毎月1回、定期的に開催するとともに、必要に応じ随時開催します。

なお、当委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差支えない。

(4) 高齢者虐待防止検討委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること。

- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。
 - ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること。
 - ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること。
- (5) 委員会構成メンバーの責務及び役割分担

責務・役割分担	担当者
委員会の総括責任者	ケア全般の責任者である施設長（管理者）
高齢者虐待防止担当職員への周知徹底を図ること	介護科チーフ
利用者、家族等に対する説明	支援相談員、介護支援専門員
医療的ケアに関する検討、助言	看護職員・協力医療機関の医師等

3. 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修の実施（年2回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
 - ・外部研修会への参加
 - ・施設内研修（講義形式・グループ討議など）の実施
 - ・自身の介護状況の振り返り及び通報義務の等の周知
 - ・本指針及び高齢者虐待防止対応マニュアルの内容に基づく取り組み
- (4) 研修の実施記録を作成し、資料及び受講報告書とともに保管する
 - ・研修日時・内容・実施時間・講師氏名・受講者及び未受講者氏名
 - ・未受講者に対しては、未受講のままにせず、受講の機会を必ず確保すること

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに神戸市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、神戸市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は高齢者虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止委員会総括責任者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

6. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者が、受付内容を苦情解決責任者（施設長）に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

8. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、利用者及びご家族の求めに応じて平日 9 時から 17 時の間、施設内にて自由に閲覧することが出来ます。

9. その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

本施設内における研修以外にも他施設とも協調し、研修会を開催する等により、互いに研鑽を深め、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

本指針及び関連するマニュアル等は高齢者虐待防止検討委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする

この指針は令和 5 年 4 月 1 日 より施行する